

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月28日

【事業年度】 第38期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 新日本空調株式会社

【英訳名】 Shin Nippon Air Technologies Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩崎 彰 宏

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号 浜町センタービル  
(注) 平成19年9月18日より本店を上記に移転しております。

【電話番号】 (03)-3639-2700 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 荒井 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号 浜町センタービル

【電話番号】 (03)-3639-2700 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 満山 健

【縦覧に供する場所】 新日本空調株式会社 北関東支店  
(さいたま市大宮区浅間町二丁目76番地)

新日本空調株式会社 関東支店  
(千葉市中央区中央一丁目11番1号)

新日本空調株式会社 横浜支店  
(横浜市中区住吉町四丁目45番1号)

新日本空調株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)

新日本空調株式会社 大阪支店  
(大阪市北区堂島浜一丁目2番6号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第38期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は、業績向上に向けて企業体質の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としており、配当については、年間15円を基本に業績に応じた特別配当を実施していく方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、1株につき7円50銭とし、中間配当金（7円50銭）と合わせて15円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

表 <省略>

(訂正後)

当社は、業績向上に向けて企業体質の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としており、配当については、年間15円を基本に業績に応じた特別配当を実施していく方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、1株につき7円50銭とし、中間配当金（7円50銭）と合わせて15円としております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

表 <省略>

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (8) <省略>

(訂正後)

(1) ～ (8) <省略>

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。